

**文部科学省の対応等の経過について  
(学校給食の安全・安心の確保に向けた取組)**

月	日	時間	文部科学省の対応等	関連事象等
3	11	14:46		東日本大震災の発生
6	20			放射性物質に汚染されていた稻わらを給与していた可能性のある肉用牛由来の牛肉を千葉県習志野市の小学校において給食に使用(7月20日に習志野市教育委員会から公表)
7	8			東京都が、福島県内の農家から出荷された牛肉の一部から暫定規制値を超過する放射性セシウムが検出されたことを公表(その後、当該農家がえさとして給与していた稻わらから放射性セシウムが検出。また、既に市場に流通していた他の牛肉の一部からも暫定規制値を超過する放射性セシウムが検出)
7	20		文部科学省が各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、保護者への必要な情報提供に配意を要請することなどを内容とする事務連絡を発出	
7	20			6月20日の習志野市の事例について、千葉県教育委員会から文部科学省に報告
7	21		文部科学省が各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、放射性物質に汚染された稻わらを給与していた可能性のある肉用牛由来の牛肉の給食における使用状況の調査依頼などを内容とする事務連絡を発出(その後、433校26園において使用した可能性があるとの報告が文部科学省にあり)	
8	24		教育委員会等が食品の放射性物質に関する情報等を確認できるよう、文部科学省ホームページ内に学校給食に関する必要な情報を集めたページを作成した旨を、文部科学省が各都道府県・指定都市教育委員会等へ事務連絡で周知	
10	21		都道府県・指定都市教育委員会主管課長会議において、文部科学省学校健康教育課長から、保護者への必要な情報提供に配意するよう要請	
11	21			平成23年度第3次補正予算が成立

月	日	時間	文部科学省の対応等	関連事象等
11	21		文部科学省が各都道府県教育委員会に対し、「安全・安心のための学校給食環境整備事業」(学校給食用検査設備整備費補助金)の周知や、保護者への必要な情報提供に配意を要請することなどを内容とする事務連絡を発出	
11	30		文部科学省が関係都県教育委員会に対し、学校給食用検査設備整備費補助金の事業計画書の提出を事務連絡で依頼	
12	1		森文部科学副大臣会見において、学校給食用検査設備整備費補助金に関する質疑応答(その後、2日、6日の中川文部科学大臣会見などにおいても質疑あり)	
12	24		平成24年度予算案閣議決定(学校給食について放射性物質の事後検査を行う「学校給食モニタリング事業」に約3億円を計上)	
12	27		文部科学省が関係都県教育委員会に対し、学校給食用検査設備整備費補助金の内定通知を発出	
1	20		都道府県・指定都市教育委員会主管課長会議において、文部科学省学校健康教育課長から、保護者への必要な情報提供に配意することなどを要請	
1	20		文部科学省が関係都県教育委員会に対し、学校給食用検査設備整備費補助金の交付決定	
1	24		全国教育委員会教育長協議会総会において、文部科学省スポーツ・青少年局担当審議官から、保護者への必要な情報提供に配意することを要請	
1	27		「学校給食モニタリング事業」について、希望する地方公共団体については先行実施することとし、事業計画書の提出を関係都県教育委員会へ依頼	
2	10			東日本大震災復旧・復興予備費の支出について閣議決定(福島県原子力被害応急対策基金により、福島県内の全ての学校給食調理場について検査体制を整えることができるよう、必要な検査機器の整備に要する経費を措置)

事務連絡  
平成23年7月20日

各都道府県教育委員会学校給食主管課  
各指定都市教育委員会学校給食主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定  
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

殿

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

### 学校給食の食材の安全確保について

現在、放射性物質に汚染された稲わらを給与していた可能性のある家畜由来の肉に関し、流通状況等の調査が行われており、一部で暫定規制値を超過する放射性セシウムが検出されています。

また、7月19日、原子力災害対策本部より、福島県の肉用牛について、移動及び出荷の制限に関する指示が出されたところです。

つきましては、給食実施者及び学校におかれましては、学校給食の食材の選定に際し、学校給食会や食材業者等との連携を密にしながら、上記調査の結果や出荷制限等の情報に留意するなど、学校給食の食材の安全確保に関し、特段の配慮をお願いいたします。なお、その際、保護者等の問い合わせに応じるなど、必要な情報提供に配意されるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれましては、域内の市町村教育委員会並びに所管の学校及び学校給食施設に対し、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては、所管の学校法人等に対し、国立大学法人におかれましては、管下の学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

(参考) 調査結果等については、厚生労働省ホームページを参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>

(本件担当)

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課学校給食係

TEL:03-6734-2694

FAX:03-6734-3794

事務連絡  
平成23年7月21日

各都道府県教育委員会学校給食主管課  
各指定都市教育委員会学校給食主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定  
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

殿

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

### 学校給食の食材の安全確保について（第2報）

7月20日付で学校給食の食材の安全確保について事務連絡を発出したところですが、千葉県習志野市の小学校において、6月20日の給食で出された牛肉が、放射性物質に汚染された稻わらを給与していた可能性のある肉用牛由来のものであることが判明しました。

給食実施者及び学校におかれましては、同事務連絡でもお示ししたとおり、保護者からの問い合わせに応じるなど、必要な情報提供を行う観点から、給食で牛肉を使用していた場合には、食材業者等に個体識別番号を確認するなど、放射性物質に汚染された稻わらを給与していた可能性のある家畜に由来するものであるかについて確認されるようお願ひいたします。

なお、放射性物質に汚染された稻わらを給与していた可能性のある家畜に由来する肉を使用していたことが判明した場合には、文部科学省の下記連絡先に報告いただきますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれましては、域内の市町村教育委員会並びに所管の学校及び学校給食施設に対し、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては、所管の学校法人等に対し、国立大学法人におかれましては、管下の学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

(参考) 放射性物質に汚染した稻わらを給与した可能性のある牛の個体識別番号については、厚生労働省ホームページを参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>

(本件連絡先)

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課学校給食係

TEL:03-6734-2694

FAX:03-6734-3794

事務連絡  
平成23年8月24日

各都道府県教育委員会学校給食主管課  
各指定都市教育委員会学校給食主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定  
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

殿

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

学校給食関連情報の文部科学省ホームページ掲載について

学校給食の食材の安全確保については、7月20日、7月21日付で事務連絡を発出し、出荷制限等の情報に留意すること等の配慮をお願いしているところです。

今般、文部科学省ホームページにおいて、学校給食に関する必要な情報を集めた、学校給食関連情報のページを作成いたしましたので、給食実施者や学校等においてご活用いただきますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれましては、域内の市町村教育委員会並びに所管の学校及び学校給食施設に対し、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては、所管の学校法人等に対し、国立大学法人におかれましては、管下の学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

(参考) 文部科学省ホームページアドレス

「学校給食関連情報」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1309856.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1309856.htm)

(本件担当)

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課学校給食係

TEL:03-6734-2694

FAX:03-6734-3794

# **安全・安心のための学校給食環境整備事業**

平成23年度第3次補正予算額 117百万円

## **1 事業内容**

都道府県に放射線検査機器を整備し、域内の市町村等の要望に応じて、学校等で提供する給食の食材の事前検査を行う。

## **2 対象地域**

17都県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）

## **3 補助対象経費**

学校給食用食材の放射線検査機器整備費用

## **4 補助率**

補助対象経費の1／2

都道府県負担分については、震災復興特別交付税にて全額措置

## **5 配備台数（予定）**

1都県あたり5台

（簡易型スペクトロメータ（250万円程度）を想定）

事務連絡  
平成23年11月21日

各都道府県教育委員会学校給食主管課 殿

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

### 安全・安心のための学校給食環境整備事業について

学校給食の食材の安全確保に関し御尽力いただいているところですが、このたび平成23年度補正予算（第3号）が成立し、文部科学省において安全・安心のための学校給食環境整備事業を実施することとなりましたのでお知らせいたします。

この事業は、学校給食に関し、より一層の安全・安心を確保する観点から、学校給食用食材の検査を行うための放射線検査機器の整備に必要な経費を補助するものであり、域内の市町村の意向も踏まえ、御検討くださるようお願いいたします。また、関係部局との情報共有を図り、十分連携の上進められるようお願いいたします。

現在、当該事業の交付要綱を制定中であり、制定次第関係都道府県に通知いたします。

なお、7月20日付事務連絡で示したところですが、給食実施者及び学校におかれましては、引き続き保護者等への必要な情報提供に配意をお願いいたします。また、放射性物質に対する不安から、保護者等が弁当や水筒の持参を希望する事例もあることから、その際には十分な説明と配慮をお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれましては、域内の市町村教育委員会に対して周知くださるようお願いいたします。

#### (参考)

「学校給食の食材の安全確保について」（事務連絡 平成23年7月20日）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1308765.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1308765.htm)

【本件連絡先】

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課学校給食係

T E L:03(6734)2694

E-Mail:gakkoken@mext.go.jp

事務連絡  
平成23年11月30日

関係する都県教育委員会学校給食主管課 御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

学校給食検査設備整備費補助金に係る事業計画書の提出について（依頼）

平成23年11月21日付事務連絡でお知らせした標記に係る事業について、学校給食検査設備整備費補助金交付要綱が制定されましたので、別添のとおり送付します。  
つきましては、別紙のとおり、当該補助金に係る事業計画書をご提出願います。

記

**1 事業対象となる都道府県**

17都県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県および静岡県）とする。

**2 補助対象経費**

「学校給食検査設備整備費補助金交付要綱」制定日以降に都道府県が購入した  
○学校給食用食材の放射線検査機器  
○上記に係る消耗品  
※検査委託費、人件費等は対象とならないので注意すること。

事業の実施に当たっては、別紙1「事業を実施するに当たっての留意点」を参考すること。

**3 補助金の額**

補助対象経費の1／2以内とする。

なお、都道府県負担分（いわゆる、裏負担分 1／2）については、震災復興特別交付税により、全額が措置されることから、各都県財政担当課と連絡を密にすること。

(参考)

震災復興特別交付税についての総務省自治財政局事務連絡（平成23年10月21日付）

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01zaisei02\\_01000037.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei02_01000037.html)

#### 4 補助対象経費の上限額等

2,750千円×5台=13,750千円とする。

ただし、効果的な検査態勢の構築に資するよう、都県の実情に応じて上限額の範囲内で台数を増減させることも可能とする。

(想定している1台当たりの経費)  
放射線検査機器 2,500千円 (NaI(Tl)シンチレーションスパクトロメータを想定)  
上記に係る消耗品費 250千円  
計 2,750千円

(台数)

1都県当たり5台分

#### 5 提出資料

学校給食検査設備整備費補助金に係る事業計画書（別紙2）

#### 6 提出期限

別紙2「学校給食検査設備整備費補助金に係る事業計画書」を、メールにてご提出願います。

平成23年12月9日（金）17：00必着

#### 7 提出先

〒100-8959

千代田区霞が関3-2-2

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校給食係

TEL 03-5253-4111（内線2694）

直通 03-6734-2694

FAX 03-6734-3794

E-mail : gakkoken@mext.go.jp

(参考)

今後のスケジュール

12月9日（金）事業計画書提出〆切

12月下旬 事業内定通知、補助金交付申請書提出依頼

1月 交付決定

補助金支出

## 事業を実施するに当たっての留意点

### (1) 購入機種の選定

購入機種は、Na I (T 1) シンチレーションスペクトロメータを原則とする。

検出限界は 40Bq/kg\*以下とすることが可能な機種とすること。

\*現在、食品衛生法上の暫定規制値の見直しが行われていることに鑑み、飲料水、牛乳・乳製品の現行の暫定規制値 (200Bq/kg) の 1/5 である 40Bq/kg に設定。

### (2) 関係部局との情報共有及び連携

事業の実施に当たっては、農政部局や衛生部局等、既に食品の検査を行っている部局と情報共有を図るとともに、十分に連携し、これらの関係部局が有している人材やノウハウも活用しながら検査機器の効率的な運用を図ること。

### (3) 市町村の意向確認

事業の実施に当たって、検査機器の設置場所や検査品目等、運用方法の決定においては、事前に市町村の意向を十分確認すること。

特に、検査品目の選定については、農政部局や衛生部局等、既に食品の検査を行っている部局の意見も聴取し、域内の食品の検査状況、使用量及び頻度等を勘案し、必要性の高い品目を選定すること。

### (4) 検査対象とする学校等

私立学校や幼稚園、保育所等で提供される給食の食材についても、都県の判断により検査を実施して差し支えないこと。

### (5) 検査結果への対応

市町村は、検査の結果、放射性セシウムが検出された場合の対応について、あらかじめ決めておくこと。

例えば、40Bq/kg を検出限界としていた場合に、この値を超える線量が検出された際には、次のような対応が考えられる。

- ・該当する品目が 1 品目の場合には、その品目を除外して提供する。
- ・該当する品目が複数有り、料理として成立しない場合は、パン、牛乳のみなど、該当部分の献立を除いて給食を提供する。

### (6) 検査結果の公表

検査結果は市町村や学校のホームページに掲載することなどにより、品目名、測定結果、検出限界等を適切に公表すること。

# 学校給食検査設備整備費補助金交付要綱

平成23年11月21日  
文部科学大臣 裁定

## (通則)

第1条 学校給食検査設備整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (交付の目的)

第2条 この補助金は、東日本大震災における原子力災害に関し、放射性物質に係る食品の安全確保についての出荷段階での検査体制を踏まえつつ、学校給食用食材の検査を行う都県の取組を支援するため、放射線検査設備の整備に必要な経費を補助し、学校給食の一層の安全・安心を確保することを目的とする。

## (交付の対象)

第3条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、学校給食検査設備整備事業（以下「補助事業」という。）を都県（以下「補助事業者」という。）が実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

## (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 学校給食検査設備整備事業に係る補助対象経費及び補助事業に係る補助金の額は、別記に定めるところによる。

## (申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別に定める期日までに様式1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

## (交付決定の通知)

第6条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行い、様式2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するもの

とする。

- 2 大臣は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付すことができるものとする。
- 3 交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、補助金交付申請書が文部科学省に到達してから 30 日とする。

(申請の取り下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 20 日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 大臣は、補助事業者からの要求により必要があると認める場合においては、会計法第 22 条及び予算決算及び会計令第 58 条第 4 号に基づく協議を行い、調った場合に限り国の支払計画承認額の範囲内において概算払することができる。

(経費の効率的使用等)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認)

第10条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ様式 3 による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、交付した補助金の額に影響を及ぼさない場合を除く。
- 2 第 6 条の規定は、前項の場合について準用する。この場合の補助金交付決定変更通知書は様式 4 によるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項を承認する場合において必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは様式 5 による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができない

と見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式6による報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、速やかに様式7による状況報告書を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式8による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、大臣の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

(補助金の額の確定等)

第15条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、実績報告書、その他の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式9による補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第16条 大臣は、第11条に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第6条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、その他の法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、大臣は補助事業者に対し、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、第1項の(1)から(3)までの理由により交付の決定を取り消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

- 第17条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の者に実施させた場合には、その経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

#### (財産の処分の制限)

- 第18条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定により、大臣が定める財産は、取得価格が1個又は1組50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

#### (補助金の経理)

- 第19条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了、あるいは中止又は廃止の日

の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第20条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式10による補助金調書を作成しておかなければならない。

(その他)

第21条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月21日から施行する。

## 学校給食モニタリング事業

24年度予算額 326百万円

### 【趣 旨】

児童生徒の安全、安心の確保の観点から、給食一食全体のモニタリングを行う。

### 【事業概要】

給食一食全体について、提供後に検査を行い、放射性物質がどの程度含まれているかいないかを継続して把握する。

### 【事業内容】

- 実際に提供した給食について、一食全体を検査機関に依頼して検査
- 累積線量測定の観点から、ゲルマニウム半導体検出器等による高精度の検査
- 日ごと又は数日分をまとめて検査し、検査結果を隨時公表

### 【対象地域】

- 福島県は県内全域を対象とし、1市町村あたり1か所程度
- 福島県以外は全国を対象とし、1都道府県あたり2か所程度

23文科ス第754号  
平成24年1月27日

関係する都県教育委員会教育長 殿

文部科学省スポーツ・青少年局長  
久保公



### 「学校給食モニタリング事業」の実施について（通知）

東日本大震災における原子力災害により、放射性物質が拡散し、農作物等への影響が生じており、学校給食の食材についても、安全・安心の確保が求められているところです。

文部科学省では、児童生徒等の一層の安全・安心を確保する観点から、平成24年度予算案に「学校給食モニタリング事業」を実施するための経費を計上しておりますが、今般、平成23年度についても、下記に示す都県教育委員会を対象に先行して実施することとし、別紙のとおり委託要項を制定しましたので通知いたします。

関係する都県教育委員会において、平成23年度の事業実施を希望する場合は、事業に係る事業計画書を御提出願います。

### 記

#### 1 事業対象となる都道府県教育委員会

17都県教育委員会（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県）とする。

#### 2 委託事業の内容等

##### （1）実施方法等

別紙「学校給食モニタリング事業委託要項」のとおり

##### （2）検査回数

10回程度とする。

##### （3）委託期間

委託を受けた日から平成24年3月30日まで

### 3 提出資料

学校給食モニタリング事業に係る事業計画書（別紙様式1）

### 4 提出期限

別紙様式1「学校給食モニタリング事業に係る事業計画書」を、メールにて御提出願います。

平成24年2月10日（金）17：00必着

### 5 提出先

〒100-8959

千代田区霞が関3-2-2

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校給食係

TEL 03-5253-4111（内線2694）

直通 03-6734-2694

FAX 03-6734-3794

E-mail : gakkoken@mext.go.jp

（参考）

今後のスケジュール

2月10日（金）事業計画書提出期限

2月中 委託契約

事業開始

#### 【本件連絡先】

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課学校給食係

T E L:03(6734)2694

E-Mail:gakkoken@mext.go.jp

# 学校給食モニタリング事業委託要項

平成24年1月27日  
スポーツ・青少年局長決定

## 1 趣 旨

東日本大震災における原子力災害により、放射性物質が拡散し、農作物等への影響が生じており、学校給食においても、安全・安心の確保が求められているところである。

本事業は、児童生徒等のより一層の安全・安心の確保の観点から、学校給食における放射性物質の有無や量について把握するため、学校給食一食全体について事後検査を行うものである。

## 2 委託事業の内容

学校給食一食全体について、提供後に検査を行い、どの程度放射性物質が含まれているかを継続して把握する。

なお、事業の実施に当たっては、市区町村教育委員会、学校や保護者等と連携・協力するとともに、検査結果を公表するなどの取組を合わせて行うこと。

## 3 事業の委託先

本事業の委託先は、原則、都道府県教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。なお、必要に応じて、市区町村教育委員会を対象とすることができる。

## 4 委託事業の実施方法

本事業の委託を受けた教育委員会は、関係者から成る調査委員会を設置し、具体的な調査方法、学校や保護者への説明方法及び結果の公表等の所要事項について決定し、実施するものとする。

### (1) モニタリング対象校（調理場）の選定

教育委員会は、下記の点に留意して対象校（調理場）を選定する。（域内に指定都市が所在する教育委員会については、当該指定都市も選定対象に含めること。）

- ① 福島県においては、各市町村ごとに1校（調理場）程度を選定する。
- ② その他の都道府県においては、1都道府県につき、2市区町村からそれぞれ1校（調理場）程度を選定する。ただし、一定期間ごとに、対象市区町村を変更することができるものとする。

### (2) 検査方法

- ① 実際に提供した学校給食について、一食全体を検査機関に依頼して検査するものとする。
- ② 一食分又は数日分をまとめて検査することとするが、実情を踏まえて効率的な方法とすること。

### (3) 検査結果の公表

検査結果が判明次第、教育委員会のホームページ等により随時公表すること。

#### (4) 説明会等の実施

本事業における検査方法や検査結果等について、必要に応じて、保護者等に対する説明会等を行うこと。

#### (5) モニタリング結果の報告

本事業の委託を受けた教育委員会は、各対象校（調理場）でのモニタリング結果をとりまとめ、別途、文部科学省が指示する期日までに提出すること。

### 5 委託期間

本事業の委託期間は、委託を受けた日から平成24年3月30日までとする。

### 6 委託手続

- (1) 教育委員会が事業の委託を受けようとするときは、事業計画書（別紙様式1）等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記（1）により提出された事業計画書等の内容を審査し、適切であると認めた場合、必要に応じて、選定委員会に諮った上で委託する教育委員会を決定し、当該教育委員会と委託契約を締結する。

### 7 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で事業に要する経費（諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、本事業の委託を受けた教育委員会が委託要項又は委託契約書に違反したとき、又は本事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

### 8 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を市区町村教育委員会等に再委託することができる。

### 9 事業完了（廃止等）の報告等

本事業の委託を受けた教育委員会は、本事業が完了したとき、廃止又は中止（以下「廃止等」という。）の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止等）報告書（別紙様式2）及び支出を証する書類の写を、終了した日から30日を経過した日、または平成24年3月30日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。

### 10 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記9により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、教育委員会へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 11 その他

- (1) 文部科学省は、教育委員会における本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (3) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別に定める。